

# 町の職員数や給与の状況を

お知らせします

▼問合せ 総務グループ ☎079(435)0357



▲小学生の役場見学



▲辞令交付式

職員数や給与の状況を住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。なお、このページでは平成29年度の内容を中心にお知らせします。

## ●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,100円	293,700円	323,700円
高校卒	225,500円	264,900円	300,100円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加工した年数をいいます。

## ●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く)

(平成29年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給年額
扶養手当	51人	14,307千円	280,545円
地域手当	170人	18,319千円	107,761円
住居手当	73人	7,116千円	97,491円
通勤手当	142人	11,360千円	80,006円
管理職手当	52人	35,814千円	688,747円
時間外勤務手当	118人	29,551千円	250,436円
期末・勤勉手当(年間4.4月分)	170人	225,220千円	1,324,828円

※支給者数は平成29年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

## ●特別職の報酬などの状況

(平成30年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(29年度支給割合)	区分	給料・報酬月額	期末手当(29年度支給割合)
町長	920,000円	4.35月分	議長	405,000円	4.35月分
副町長	760,000円	4.35月分	副議長	310,000円	4.35月分
教育長	705,000円	4.35月分	議員	285,000円	4.35月分

## ①職員の任免及び職員数に関する状況 (平成29年4月1日から平成30年3月31日)

### (1) 職員の競争試験の状況

一般行政職、幼稚園教諭の採用試験を実施しました。

### (2) 職員の採用の状況

一般行政職の職員として9人(男8人、女1人)を、幼稚園教諭として2人(女2人)を平成29年4月1日付で採用しました。

### (3) 職員の退職の状況 (平成29年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	4人
勸奨退職	1人
普通退職	1人
死亡退職	0人
合計	6人

### (4) 行政職の級別職員数の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	41人	26.1%
2級	主事	22人	14.0%
3級	主査	30人	19.1%
4級	リーダー補佐・主任	16人	10.2%
5級	リーダー	27人	17.2%
6級	統括	15人	9.6%
7級	理事	6人	3.8%
計		157人	100%

※職員数の中に教育長並びに教育職給料表適用者(5人)及び技能労務職給料表適用者(15人)は含みません。

## ②職員の勤務時間などの状況

(平成30年4月1日現在)

### (1) 勤務時間

職員の基本的な勤務時間

※勤務場所により時間が異なります。

項目	内容
職員の勤務時間	8:30~17:15(1日7時間45分、1週間当り38時間45分)
休憩時間	12:00~13:00(60分)

### (2) 職員が取得できる休暇など

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引など)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、平成29年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	10日

## ③職員の給与の状況

### ●人件費の状況 (普通会計決算)

(平成29年度)

住民基本台帳人口(29年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)28年度の人件費率
34,548人	11,395,625千円	690,802千円	1,436,616千円	12.6%	13.7%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含まれます。

### ●職員給与費の状況 (普通会計決算)

(平成29年度)

職員数A	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
157人	559,439千円	116,700千円	215,862千円	892,001千円	5,682千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

### ●職員の平均給料月額と平均年齢の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.3歳	292,369円	362,529円
技能労務職	53.6歳	333,860円	368,154円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、税務職、教育職などを除いた職員です。「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

### ●一般行政職の初任給の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	播磨町	
	初任給	2年後の給料
大学卒	185,800円	197,200円
高校卒	156,800円	167,200円

# 東日本大震災と教訓

- ▶日時 12月15日 10:30~12:00
- ▶場所 中央公民館大ホール
- ▶講師 瀬戸 元 (元 岩手県釜石市両石町自主防災組織代表)
- ▶問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991



▲講師の瀬戸元さん

播磨町では、自主防災組織の育成と地域防災力の向上を目的として、自主防災組織合同研修会を開催しています。

**東日本大震災での体験**

岩手県釜石市から参りました、瀬戸でございます。私の町は、東日本大震災の大津波で壊滅しました。私の住む集落は、リアス式海岸の地形の特徴を強く持つことから、津波の常襲地であり、記録にあるだけでも4回ほど集落が壊滅しています。集落が壊滅するということは、床上浸水のような中途半端なものではありません。それは、町内の発展、先人や先祖が育んできた文化や風土、そして家庭のなんらん、その生活の息づかいまでが、全部一瞬にして目の前から消えてしまうということです。我々の先人も体験したであろうこ

**東日本大震災以前の取り組み**

今から24年前の平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が発生しました。あの時は「この世に、このような災害が起こるのか」と驚き、テレビにきぎ付けとなりました。阪神・淡路大震災以降、全国的に自主防災組織の必要性が高まって、我々も、自主

とを、今回の東日本大震災で体験し、阿鼻叫喚の地獄とは、このことかと思つことを実感しました。

死ぬか生きるかという、「二者択一」に迫られ、「自分の命は、自分で守れ」という、親も子もない、鬼の心、非情な心を持たなければ、自らの命の保証はないという、「先人の教訓」である「命でん」この地獄を実感しました。

自らの命を守るためには、家族を「置き去り」にするとか、また家族のように仲良くしてきた住民を見捨てるとか、鬼の心、非情な心を持たなければ、「生き残れない」ということです。

皆さんは、家族を「置き去り」にするとか、無二の友人を見捨てることのできるでしょうか。おそらく、そんな「鬼」のようなことはできないと言われる方が多いと思いますが、それは自分の命を守るためには止むを得ないことなのだと思います。

**釜石の奇跡とは**

釜石市では、東日本大震災以前より市内の学校の防災教育に先進的に取り組んでいた。東日本大震災発生時、海から

「先人の教訓」の啓発

未来を担う子どもたちを災害から守るため、自主防災組織として地区の小中学校の防災教育に協力し、「災害の時には避難することに躊躇するな」と、津波の威力や恐ろしさを子どもたちに伝えてきました。「釜石の奇跡」、私たちはその一躍を担いました。

私の地域の自主防災組織の結成は、釜石市内でも後発でしたが、町内会の防災活動を、そのまま移行する形でしたので、苦労はありませんでした。ただ自主防災組織として新しく取り組み始めたのは、改めて地域の災害環境を周知させ、「命」をまもるという「先人の教訓」の啓発と、要援護者の救助体制の構築です。

2000年を過ぎて、三陸地方でも大きな地震があり、事前の取り組みが必要だと感じ、我々も津波の対策を練ってまいりました。

防災組織の結成を求められましたが、その時は町内会で防災活動を行っておりだったので、それで十分だと思っておりました。

## 町の職員数や給与の状況をお知らせします

### ①職員の分限及び懲戒処分の状況

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、休職、降任、降給の4つの種類があります。平成29年度は、心身の故障のため長期の療養を要するとして16件の休職処分を行いました。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。平成29年度は、該当する事例がありませんでした。

### ①職員の研修及び人事評価の状況

- (1) 職員研修  
職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。
- ア 派遣研修 のべ参加人数 135人 のべ参加日数399日
  - イ 内部研修 のべ参加人数1,082人 のべ実施日数 55日



▲職員研修

- (2) 人事評価  
職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正を公正に評価し、人材育成と処遇への反映を目的として人事評価を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。平成29年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
平成29年10月(4月から9月までの状況)	全職員
平成30年4月(10月から3月までの状況)	全職員

### ①職員の福利厚生と利益の保護の状況

- 福利厚生制度  
地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合 兵庫県支部	
互助会制度	兵庫県市町職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として平成29年度では職員定期健康診断、インフルエンザ予防接種、置き薬の設置、職員スポーツ交流会を実施しました。

- 公務災害関係(労働災害に相当するもの)  
職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷などまたは死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族などに対する必要な補償などを、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。平成29年度では、公務災害として認定された事案は1件ありました。

- 利益の保護の状況
- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況  
職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。平成29年度では、措置要求はありませんでした。
- (2) 不利益処分に関する不服申立の状況  
職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。平成29年度では、不服申立はありませんでした。



▲海のふれあい事業

## マッシュポテト餅

ポテトフレーク(マッシュポテトの素)を使った料理を紹介します。ポテトフレークは、長期保存でき、湯を入れて混ぜるだけで、簡単にマッシュポテトが作れます。高齢者の食事や離乳食としても使え、備蓄品としても、おすすめの食品です。

### 材料(4個分)と作り方

ポテトフレーク……50g	サラダ油(またはごま油) …大さじ1
湯………200ml	しょうゆ………大さじ1/2
片栗粉………30g	みりん………大さじ1/2
白ごま………大さじ2	砂糖………小さじ1/2~1
	水(または酒) ……大さじ1



- ①ボウルにポテトフレークを入れ、湯を少しずつ加えながら混ぜ合わせ、マッシュポテトを作る
- ②①に片栗粉、白ごまを加えて混ぜ合わせ、4等分に丸めて平らにする  
※生地がパサついて丸めにくい場合は、水を少し(分量外)加えて丸める
- ③フライパンにサラダ油入れて中火にかけ、②を並べ入れて両面焼き色がつくまで焼く
- ④③のフライパンに◎を入れ、タレをからめて火を止める

## 非常食にもなる食料を備蓄しよう

▼問合せ すこやか環境グループ ☎079 (435) 2611

災害時に備えて普段からできることのひとつとして「食料・飲料の備蓄」があります。普段食へ慣れない防災食品を購入し、食べないまま期限切れになってしまった経験はありませんか？  
特別な非常食を購入しなくても、日頃から長期保存可能な食品(缶詰、レトルト、インスタント麺、米、乾物、常備薬)を備蓄しておくことで、賞味期限をチェックし、日頃の食生活で期限の古いものから利用し、なくなれば買い足しを繰り返して、上手に備蓄をしましょう。

温保存できる野菜(干し椎茸、干ししいたけ)や水などの飲料を買い置きしておけば、いざという時の非常食としてだけでなく、普段の食卓にも使えて便利です。  
買い置きした食品は定期的な賞味期限をチェックし、日頃の食生活で期限の古いものから利用し、なくなれば買い足しを繰り返して、上手に備蓄をしましょう。

### 要援護者の救助体制の構築

要援護者の救助体制の構築のために、まずは、要援護者の名簿の作成から始めました。

町内会で敬老会を行い、70歳以上の方を対象に調査を実施し、その方々の回答をもって名簿の作成を行いました。また、日ごろからの付き合いを行うために、定期的な敬老会を実施しました。

見捨てて逃げる。代表者でも要援護者でもない一般の方は救助などはせずに徒歩で逃げるというルールを定めました。  
助けてほしいと言われれば、助けに行かなければいけないが、救助にあつた方が命を落としたならば何のための救助かわからなくなりますが、要援護者やその家族、地域もその鬼の心を共有しなければいけません。そのためルール作りを行いました。

東日本大震災では「助かる」という教訓、助かるということは逃げるということ。このことを認識し、あらためて助かるためにはまず逃げることを。

一方、阪神・淡路大震災では、「助ける」ということです。阪神・淡路大震災は、直下型地震ですので、いきなり強い揺れが襲ってくる。そのため自ら身を守る行動は、なかなかできず、逃げる時間がない。結果的には、家財や住宅の下敷きになって、助けを求める人が多い。その後は、助かる人が、助ける役割に結果的になったのです。

これが東日本大震災と阪神・淡路大震災の違いです。「助ける」と「助かる」。我々の場合は、助かる教訓。

### 東日本大震災と阪神・淡路大震災から学んだ教訓

東日本大震災では「助かる」という教訓、助かるということは逃げるということ。このことを認識し、あらためて助かるためにはまず逃げることを。

## 年金

### 産前産後期間の保険料免除と国民年金の任意加入制度

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740  
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

#### 産前産後期間の保険料免除

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります。  
産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

#### ▼免除期間

・ 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間  
・ 多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

#### ▼対象 国民年金第1号被保険者

・ 産前産後期間として認められた期間  
・ 1日以降の人  
・ 届出時期 出産予定日の6カ月前から

※ただし、届け出ができるのは平成31年4月からです。

▼必要書類  
①年金手帳または納付書など

それは逃げることで、東日本大震災の「助かる」ことが自助ならば、皆さんのところの阪神・淡路大震災では「助ける」という共助になります。もし自主防災組織において、地域の防災活動を行うのであれば、地域の災害環境を理解したうえで、「助かる」ことが大事なのか、「助ける」ことが大事なのかを念頭におき取り組まなければならないことを助言したいと思います。

「イメージ力」であり、そして「備え力」であるということです。「意識力」とは、災害と向き合う姿勢。「イメージ力」とは、災害を想定した対策のこと。「備え力」とは、「意識力」や「イメージ力」を総合した日頃の防災活動のことです。  
それは、避難訓練や避難弱者の救護もあれば、いろんな形の「自助」・「共助」の活動もあるかと思えます。このことをみんながわかりあってもらえたいと思います。

### 防災と福祉が連携した避難訓練を実施しました

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991  
福祉グループ ☎079 (435) 2361



石ヶ池自治会自主防災会では、石ヶ池地区の障がいのある人と地域の人と一緒に避難する訓練を行いました。  
これは、日常の福祉サービス利用計画を生かして、災害時の避難計画や必要な支援を「播磨町避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)」にまとめるために実施しているものです。障がいのある人とその家族、相談支援専門員や自主防災組織と地域の方々と、障がいの特性を理解する研修をしたうえで、安全に避難するためにはどうしたらよいかを話し合い、避難計画の作成を進めるために実施した避難訓練です。(平成30年度兵庫県モデル事業)

支援を必要としている人の家族からは「自分たちだけではどう逃げていいかわからなかったのが、参加してよかった」、地域の人からは「何回も訓練を行うことの大切さがあった」との声がありました。

#### 任意加入制度



基礎年金番号のわかるもの  
②印鑑(朱肉を使うもの)  
③母子健康手帳(出産後は原則必要なし)

老齢基礎年金の受給資格(10年以上の納付または免除)を満たしていない場合や、満額受給できない場合に年金額を増やすために、60歳以降に任意加入することができま

す。  
ただし、申し出のあった月からの加入となります。

▼任意加入できる人  
次の①~④のすべての条件を満たす人

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
  - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
  - ③20歳以上60歳未満で保険料の納付月数が480月(40年)未満の人
  - ④厚生年金保険、共済組合などに加入していない人
- ・ 20歳以上65歳未満の外国人に居住する日本国籍を持つ人  
・ ※60歳以上65歳未満の人は、60歳の誕生日の前日から加入の手続きができます。
- ▼納付方法  
□座振替  
・ ※20歳以上65歳未満の外国人に居住する日本国籍を持つ人は、国内協力者が納めることもできます。
- ▼必要書類  
①年金手帳または納付書など  
基礎年金番号のわかるもの  
②印鑑(朱肉を使うもの)  
③口座番号のわかるものとお届け印